

議案第60号

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - （3） 安曇野市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第61号

安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「若しくは出産」を「又は出産」に、「若しくは第5条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「が次に掲げる場合に該当」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第2号ア中「前号」の次に「ア又はイ」を加える。

第6条中「市長」を「任命権者」に改める。

第7条第2項中「第31条」を「第33条」に改める。

第10条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「若しくは出産」を「又は出産」に、「若しくは第13条第1号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条第6号中「市長」を「任命権者」に改め、同条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第14条第2号中「された」の次に「同項に規定する短時間勤務」を加える。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「（2時間を超える場合にあっては2時間）」を削り、「が育児時間」を「が労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第

2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「職員が」の次に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の安曇野市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第62号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安曇野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び市」を「、市」に改め、「行う特定個人番号利用事務」の次に「並びに市の執行機関が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第4項中「前2項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に、「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第3に次のように加える。

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報 であって規則で定め るもの
---------	---	----	------------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年12月 8 日から施行する。

令和 7 年 8 月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第63号

安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給水装置工事」の次に「、負担金工事及び開発行為等に伴う給水・配水管工事」を加える。

第2条ただし書中「もの」を「工事（以下「負担金工事」という。）を行う場所」に改め、「除く。）」の次に「であるとき、」を加える。

第5条の見出し中「給水装置工事」の次に「等」を加え、同条第1項中「承認」を「審査」に改め、同条に次の1項を加える。

3 負担金工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込みをしなければならない。

第5条の2中「等の開発行為」の次に「等に伴う給水・配水管工事」を、「当該開発行為」の次に「等」を加え、「同意を得なければ」を「別に定める申込みをしなければ」に改める。

第7条第1項中「指定工事店」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「前項」を「前項本文」に、「指定工事店」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同条第3項中「指定工事店」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

第8条の見出し中「給水装置工事」の次に「等」を加え、同条第1項中「規定により」を「規定による」に、「する者」を「した者」に、「申込人」を「給水装置工事申込者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 負担金工事に要する費用は、第5条第3項の規定による申込みをした者（以下「負担金工事申込者」という。）が安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例（平成17年安曇野市条例第249号）第7条に規定する工事負担金に相当する額を負担する。この場合において、当該負担金工事により布設した配水管又は給水管は、市に帰属するものとする。

第9条第2項中「指定工事店」を「指定給水装置工事事業者」に、「配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事」を「給水装置工事」に、「できる」を「でき、災害その他非常の場合においても同様とする」に改める。

第10条第1項中「市長が行う給水装置工事（第8条第2項の規定により申込人の負担により行う配水管の工事を含む。）の」を「第8条第2項の負担金工事に要する」に改める。

第11条第1項中「市長に給水装置工事を申込みする者は、当該工事」を「負担金工事申込者は、当該負担金工事」に改め、「（第8条第2項の規定により配水管の工事費を負担する場合にあっては当該費用の概算額を含む。）」を削り、同条第2項中「清算」を「精算」に改める。

第12条中「場合」の次に「において、」を加える。

第13条中「申込人」を「給水装置工事申込者及び負担金工事申込者」に改める。

第16条第1項中「その他で」を「その他」に改める。

第18条第2項中「保管者」を「規定により保管を行う者（次項において「保管者」という。）」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「損害」を削る。

第19条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第3号中「消防演習」の次に「その他市長が必要と認める目的のため」を加え、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第1号中「水道の」を「水道」に改め、同項第2号中「消防用」の次に「その他市長が必要と認める目的のため」を加える。

第20条第1項中「又は消防演習の」を「、消防演習その他市長が必要と認める」に改め、同条第2項を削る。

第21条第3項を次のように改める。

3 水道使用者等は、第1項の規定による管理義務を怠ったために損害が生じたときは、市長が定める額を弁償しなければならない。

第24条第2項前段中「場合」を「ときは」に改め、同項後段中「場合」の次に「において」を加える。

第26条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第29条中「者で」を「者で、」に、「者は」を「ものは」に改める。

第30条中「市長は」を「手数料は」に、「手数料を」を「金額を」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 給水装置工事（軽微な工事で別に定めるものを除く。）の申込みをする場合 1件につき 5,000円

(2) 給水装置工事しゅん工検査の申請をする場合 1件につき 10,000円

(3) 指定給水装置工事事業者の指定又は更新申請をする場合 1件につき 10,000円

(4) 給水台帳を複写する場合 1枚につき 300円

(5) 地図を複写等する場合

ア A3を超えるもの 1枚につき 200円

イ A3以下のもの 1枚につき 20円

(6) 諸証明に係る申請をする場合 1件につき 300円

第34条第2項中「指定工事店」を「指定給水装置工事事業者」に改め、「した給水装置工事」の次に「（第7条第1項ただし書の規定による工事を含む。）」を加える。

第35条中「次の」の次に「各号の」を加え、「ときは、」を「ときは」に改める。

第36条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「給水装置所有者」を「給水装置の所有者」に改め、同条第2号中「見込みがないと」の次に「市長が」を加える。

第40条中「次の」の次に「各号の」を加え、「50,000円」を「5万円」に改め、同条第1号中「の承認を受けないで給水装置工事」を「若しくは第3項又は第5条の2に規定する申込みをせずに工事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第64号

安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「をいい」を「であって」に、「終期は、」を「終期が」に、「定める」を「定められたものをいう」に改める。

第3条中「並びに農業集落排水処理施設」を「、農業集落排水処理施設」に改め、同条の表安曇野市川西地区農業集落排水施設の項排水施設整備区域の欄中「地域」を「区域」に改める。

第7条中「新設等」の次に「又は撤去」を加える。

第8条第1項中「新設等」の次に「又は撤去」を加え、同項ただし書中「したとき」の次に「、又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき」を加える。

第10条第2項中「及び下水道条例第24条並びに」を「並びに下水道条例第24条及び」に改める。

第13条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「若しくは」を「又は」に、「又は制限」を「、又は制限」に改める。

第19条第2項第2号中「した」を削り、「とき 1使用月」を「ときは、1使用月」に改め、「金額」の次に「とする。」を加える。

第20条第1号中「及び」を「又は」に改め、「点検」の次に「又は認定」を加え、同条第3号前段中「場合に」の次に「おいて、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第65号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「をいい」を「であって」に、「終期は、」を「終期が」に、「定める」を「定められたものをいう」に改める。

第4条中「都市下水路」の次に「（法第2条第5号に掲げるものをいう。）」を加える。

第4条の2（見出しを含む。）、第4条の3（見出しを含む。）並びに第4条の4の見出し及び同条各号列記以外の部分中「構造の」の次に「技術上の」を加える。

第4条の5の見出し中「構造の」の次に「技術上の」を加え、同条中「の構造（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。））」を「（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上」に改める。

第6条第1号中「（以下）」を「以下」に、「いう。）」を「いう。」に改め、同条第3号の表中「管径」を「内径」に改める。

第8条第1項中「新設等」の次に「又は撤去」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第1項中「前条第1項」を「前条第1項前段」に改める。

第18条中「、規程」を「及び規程」に改める。

第21条第2項中「新設等」の次に「又は撤去」を加える。

第25条第2項第1号中「基準により」を「基準より」に改め、同項第2号中「同法」を「水濁法」に、「基準により」を「基準より」に改める。

第28条第3号中「定める」を「掲げる」に改める。

第29条第1項中「（以下「使用等」という。））」を削る。

第32条第2項ただし書中「流域関連公共下水道は」を「流域関連公共下水道に係る」に、「場合」を「場合は」に改める。

第33条第1号中「及び」を「又は」に改め、「点検」の次に「又は認定」を加え、同条第3号前段中「場合に」の次に「おいて、」を加える。

第39条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占有物件の設置については、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

第43条の見出し中「排水渠」を「排水施設」に改める。

第46条第1項第1号中「申請」の次に「事務」を加え、同項第2号中「の指定」の次に「事務」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第66号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第43条」を削り、「第44条」を「第43条」に改め、「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第3条中「乳幼児（）」を「乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（）」に改める。

第6条第1項ただし書を削り、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「あって、次」の次に「の各号」を加え、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号列記以外の部分中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同項各号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 教育委員会が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 教育委員会は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条に次の2項を加える。

6 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 教育委員会が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第14条第2項及び第5項中「当該」を削る。

第15条第1項中「当該家庭的保育事業所内」を「家庭的保育事業所等内」に改める。

第16条第1項中「場合において、」の次に「当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお」を加え、同条第2項中「搬入施設は、次」の次に「の各号」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、同号を同項第3号とする。

第17条第2項中「乳幼児の利用開始前の健康診断が」を「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が」に改める。

第23条第2項中「該当する者」を「該当するもの」に改める。

第28条第5号中「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は、同号」に改め、同条第7号中「次のアからクまでの要件」を「次に掲げる要件の全て」に改める。

第33条第5号中「満2歳以上」を「前号」に、「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は、同号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第5号を削る。

第38条中「提供」を「実施」に改める。

第40条ただし書を削る。

第5章第2節の節名を削る。

第42条の次に次の節名を付する。

第2節 保育所型事業所内保育事業

第43条第6号中「は前号」を「は、同号」に改め、同条第8号中「次のアからクまでに掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改める。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、教育委員会が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第67号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年安曇野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 教育委員会が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 教育委員会は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第68号

安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第2条中「64,500円」を「6万4,500円」に改める。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第1号中「64,500円」を「6万4,500円」に改め、同条第2号ア中「16,100円」を「1万6,100円」に改め、同号ウ中「12,500円」を「1万2,500円」に改める。

第6条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「7円73銭」を「8円38銭」に、「対して」を「対し」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「88,000円」を「8万8,000円」に改める。

第11条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月26日 提出

安曇野市長 太田 寛